

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討)				国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き c:受け入れられない d:その他)		内閣府整理 【4/3時点】	内閣府整理 【4/3時点】
					担当省庁 担当課	関係法令	対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・補点など	対応	理由等		
202	未来創造「新・ものづくり」特区	新たな農地の造成・再整備事業(その1:新産業集積エリア(先行実施エリア)の一部)	行政が行う農地の基盤整備に対する支援	計画的な事業実施のための国の補助制度の重点配分	農林水産省 農村整備官	農山漁村活性化法第6条第2項	C	自治体の提案は農山漁村活性化プロジェクト交付金の活用であるが、基盤整備事業については、事業規模等に応じて補助率や地財措置が定められており、当該地区においては事業規模から県営事業で実施することで、提案の補助率向上相当は確保できることから、他の事業等での取り組みを御検討ください。 また、基盤整備事業(区画整理)において、工業団地用地を確保するための非農用地率の緩和は、農林水産省の施策として対応困難。	d	ご見解のとおり県営事業により実施すれば、補助率向上相当を確保できることは承知していますが、県の予算上の制約等から見て、県の現行の事業計画に位置付けられていない本事業を本市の予定するスケジュールどおりに実施していただくことは難しいと考えられます。そこで、総合特区の指定を受けている本市が事業主体となり、県に負担をかける、本事業を円滑かつ確実に実施していくことを目指しています。このことから、県営事業に相当する大規模な事業を実施する当市の取組みに対して、総合特区の活用による補助率の向上を改めてお願いします。 また、非農用地率の緩和が困難であるとの見解は理解するところですが、本事業が農地の集約・整備(土地改良事業)と工場用地の造成(区画整理事業)を併せて行う新たな手法を用いることから、既存の国の補助制度の適用基準等に合致しないことが課題となっており、今後、具体的な事業手法のあり方とともに、新たな財政支援措置の追加提案を行うことも含めて検討してまいります。	指定自治体は、県の予算上の制約等により、指定自治体が提案するのとおり事業を行うことは困難であると考えている。 指定自治体の予定するスケジュールどおりに事業を進めるため、独自の事業として実施することを希望しているところであり、これらの意見を踏まえ、引き続き協議を進める必要がある。 また、本事業が、既存の補助制度の適用基準等に合致しないため、指定自治体は、事業の具体性について検討する必要がある。	Ⅲ
203	未来創造「新・ものづくり」特区	新たな農地の造成・再整備事業(その2:農業振興エリア(先行実施エリア)の一部)	行政が行う農地の基盤整備に対する支援	計画的な事業実施のための国の補助制度の重点配分	農林水産省 農村整備官	農山漁村活性化法第6条第2項	C	自治体の提案は農山漁村活性化プロジェクト交付金の活用であるが、基盤整備事業については、事業規模等に応じて補助率や地財措置が定められており、当該地区においては事業規模から県営事業で実施することで、提案の補助率向上相当は確保できることから、他の事業等での取り組みを御検討ください。	C	ご見解のとおり県営事業により実施すれば、補助率向上相当を確保できることは承知していますが、県の予算上の制約等から見て、県の現行の事業計画に位置付けられていない本事業を本市の予定するスケジュールどおりに実施していただくことは難しいと考えられます。そこで、総合特区の指定を受けている本市が事業主体となり、県に負担をかける、本事業を円滑かつ確実に実施していくことを目指しています。このことから、県営事業に相当する大規模な事業を実施する当市の取組みに対して、総合特区の活用による補助率の向上を改めてお願いします。	指定自治体は、県の予算上の制約等により、指定自治体が提案するのとおり事業を行うことは困難であると考えている。 指定自治体の予定するスケジュールどおりに事業を進めるため、独自の事業として実施することを希望しているところであり、これらの意見を踏まえ、引き続き協議を進める必要がある。	Ⅲ
204	未来創造「新・ものづくり」特区	新たな農地の造成・再整備事業(その3:農業振興エリア(先行実施エリア)の一部)	行政が行う農地の基盤整備に対する支援	計画的な事業実施のための国の補助制度の重点配分	農林水産省 農村整備官	農山漁村活性化法第6条第2項	C	自治体の提案は農山漁村活性化プロジェクト交付金の活用であるが、基盤整備事業については、事業規模等に応じて補助率や地財措置が定められており、当該地区においては事業規模から県営事業で実施することで、提案の補助率向上相当は確保できることから、他の事業等での取り組みを御検討ください。	C	ご見解のとおり県営事業により実施すれば、補助率向上相当を確保できることは承知していますが、県の予算上の制約等から見て、県の現行の事業計画に位置付けられていない本事業を本市の予定するスケジュールどおりに実施していただくことは難しいと考えられます。そこで、総合特区の指定を受けている本市が事業主体となり、県に負担をかける、本事業を円滑かつ確実に実施していくことを目指しています。このことから、県営事業に相当する大規模な事業を実施する当市の取組みに対して、総合特区の活用による補助率の向上を改めてお願いします。	指定自治体は、県の予算上の制約等により、指定自治体が提案するのとおり事業を行うことは困難であると考えている。 指定自治体の予定するスケジュールどおりに事業を進めるため、独自の事業として実施することを希望しているところであり、これらの意見を踏まえ、引き続き協議を進める必要がある。	Ⅲ

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

整理番号	総合特区名称	提案事項名	提案事項の具体的内容(1)	提案事項の具体的内容(2)	国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) <small>(対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、O:対応しない、Z:指定自治体が検討)</small>		国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) <small>(対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他)</small>		内閣府再整理(コメント欄) (7/31時点)	内閣府再整理 I~V I:実現が可能となったもの II:平成25年度概算要求等の検討がなされるもの III:見解の相違から協議を一時終了するもの IV:自治体が再検討又は取り下げたもの等
					対応	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応	理由等		
202	未来創造「新・ものづくり」特区	新たな農地の造成・再整備事業(その1:新産業集積エリア(先行実施エリア)の一部)	行政が行う農地の基盤整備に対する支援	計画的な事業実施のための国の補助制度の重点配分	Z	指定自治体と協議する中で、県営事業での実施について、静岡県と調整していくとの回答を受けたところ。また、当エリアは、農地の集約と工業用地の造成を、一体的に行う例外的な事業手法を想定しているが、農用地を対象とする土地改良事業で実施できる内容には限界があるため、その手法については、指定自治体と具体的な事業をもって協議していきたい。	b	県営事業で実施することについて静岡県と調整をしていますが、その結論が出るまでには相当の期間を要すると考えられます。したがって、その調整の結果、県営事業で実現できない場合には、改めて、補助金嵩上げ等の再協議を要望いたします。また、新産業集積エリアでは、農地の集約と工業用地の造成を一体的に行う例外的な事業手法を想定しているため、その事業手法の検討や実施に当たり、必要なご教示等をいただけるよう要望いたします。	指定自治体は、県営事業の実施について県と調整すること、県営事業で実施できない場合は、改めて農山漁村活性化プロジェクト交付金の活用について協議する。また、農林水産省は、新産業集積エリアにおける事業手法について、指定自治体からの相談及び協議に応じること。	V
203	未来創造「新・ものづくり」特区	新たな農地の造成・再整備事業(その2:農業振興エリア(先行実施エリア)の一部)	行政が行う農地の基盤整備に対する支援	計画的な事業実施のための国の補助制度の重点配分	Z	指定自治体と協議する中で、県営事業での実施について、静岡県と調整していくとの回答を受けたところ。	b	県営事業で実施することについて静岡県と調整をしていますが、その結論が出るまでには相当の期間を要すると考えられます。したがって、その調整の結果、県営事業で実現できない場合には、改めて、補助金嵩上げ等の再協議を要望いたします。	指定自治体は、県営事業の実施について県と調整すること、県営事業で実施できない場合は、改めて農山漁村活性化プロジェクト交付金の活用について協議する。	V
204	未来創造「新・ものづくり」特区	新たな農地の造成・再整備事業(その3:農業振興エリア(先行実施エリア)の一部)	行政が行う農地の基盤整備に対する支援	計画的な事業実施のための国の補助制度の重点配分	Z	指定自治体と協議する中で、県営事業での実施について、静岡県と調整していくとの回答を受けたところ。	b	県営事業で実施することについて静岡県と調整をしていますが、その結論が出るまでには相当の期間を要すると考えられます。したがって、その調整の結果、県営事業で実現できない場合には、改めて、補助金嵩上げ等の再協議を要望いたします。	指定自治体は、県営事業の実施について県と調整すること、県営事業で実施できない場合は、改めて農山漁村活性化プロジェクト交付金の活用について協議する。	V